

2022 年度（令和 4 年度）「実践研究事業」教職員実践事例集

豊かな人権教育の創造を

～女性の人権に係わる問題を解決するための学習～

《 目 次 》

I 作成にあたって

II 女性の人権に係わる問題を解決するための教育を進めるために

1 女性の人権をめぐる諸課題

(1) ジェンダーに基づく偏見等を背景に 残る実態的な不平等

(2) ハラスメント、暴力等

2 女性差別をなくすためのアプローチ

(1) 法の整備

(2) 包括的性教育の推進

III 実践事例

事例① 四日市市立富洲原中学校の実践

事例② 四日市市立楠中学校の実践

事例③ 四日市市立楠小学校の実践

事例④ 四日市市立常磐西小学校の実践

IV 「学校における児童生徒間の性暴力」対応支援ハンドブック

V おわりに

I 作成にあたって

現在、社会の様々な分野において女性の参画、性別による不当な差別のない安全・安心な暮らしの実現に向けた基盤の整備等が進められています。しかしながら、男女の役割を固定的にとらえる意識は、人々の間に依然根強く残っており、家庭や職場において女性に対する差別や暴力、不当な取り扱いなどの問題が生じています。

そのため、学校においては、子どもたちに、性別による差別やあらゆる暴力を許さず、男女が平等に生きていける社会を築こうとする意欲や態度を育む必要があります。取組を行うに当たっては、女性の人権に係わる諸問題が多岐にわたることから、子どもの発達段階に応じて適切な内容を選択し、計画的に学習を進めていくことが重要です。

こうしたことをふまえ、それぞれの学校において、特に若い教職員が女性の人権に係わる問題を解決するための学習活動を積極的に行えるよう、学校で取り組まれた実践事例を集め、女性の人権を巡る課題や求められる取組の方向性を書き加えて、本資料を作成しました。ぜひご一読ください。

II 女性の人権に係わる問題を解決するための教育を進めるために

1 女性の人権をめぐる諸課題

(1) ジェンダーに基づく偏見等を背景に 残る実態的な不平等

ジェンダー(社会的・文化的につくられる性別)に基づく偏見や固定的な性別役割分担意識等を背景に、女性に対する不当な取り扱いや性差による不平等は今なお存在しています。

例えば、2021年の男性一般労働者の給与水準を100としたときの女性一般労働者の給与水準は75.2と、男女間には依然として大きな賃金格差が存在しています。また、2020年の非正規雇用労働者の割合は、男性労働者が22.2%であるのに対して、女性は54.4%となっており、女性が経済的貧困に陥りやすい状況にあることが見て取れます。特にひとり親世帯の母親や若年女性、単身女性の貧困率が高く、コロナ禍において「生理の貧困」の問題が急速に注目を集めることにもなりました。

また、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対する人の割合は男女とも上昇傾向にあり、男性の家事・育児に対する意識や実際の育児休業取得率も向上しているものの、総務省の2021年度「社会生活基本調査」で、6歳未満の子どもがいる世帯で週全体の男性の家事関連時間は、過去最長とはいえ1時間54分で、女性の家事関連時間7時間28分の4分の1程度にとどまっています。

ジェンダーギャップの解消や女性の貧困対策、男女が対等な立場で社会のあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会の実現のためには、政治に女性が参画することが重要ですが、国会議員の女性の割合は衆議院で10.0%、参議院で25.8% (2023年2月時点)と、男女間で大きな格差が存在していることも大きな課題の一つと言えます。

(2) ハラスメント、暴力等

職場等におけるセクシュアル・ハラスメントや妊娠・出産等を理由とする不当な取り扱い、配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力等の問題が多く発生しています。特にコロナ禍において、社会・経済活動が停滞し、多くの人の生活がひっ迫したときに、これらの問題はより深刻化しました。

内閣府によると性犯罪・性暴力被害の相談の約7割が20代以下で、若年層(16~24歳)を対象としたオンライン調査では、約4人に1人が何らかの性暴力被害にあったことがあると回答しました。AV出演被害やJKビジネス、レイプドラッグや酩酊状態に乗じた性的行為の問題、SNS利用に起因する性被害、痴漢等、若年層の様々な性暴力被害

の未然防止や性被害に関する相談先の周知が喫緊の課題です。若年層が性暴力の加害者、被害者、傍観者にならない取組を進めていくことが求められています。

配偶者からの暴力（DV）の被害経験は、「身体的暴行」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」のいずれの暴力行為も、女性の割合が高くなっています。内閣府が2021年に公表した「男女間における暴力に関する調査」の結果では、被害経験のある女性は25.9%で、そのうち10.3%の人は何度も経験していると回答しています。配偶者暴力相談支援センター等における相談件数は年々増加しており、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大した2020年度には、前年の1.5倍に増加しました。DVは、女性が被害者となるケースが圧倒的に多く、2021年度では、配偶者暴力相談支援センターに寄せられた12万2,478件の97%が女性からの相談（11万9,331件）でした。

配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
※ 2020年度から「DV相談プラス*」に寄せられた相談件数を含む。	114,481件	119,276件	182,188件	176,967件

*DV相談プラス：新型コロナウイルス感染症拡大に起因して、生活不安定やストレスからDV等の増加・深刻化が懸念されたことを受けて、既存のDV相談窓口を案内する「DV相談ナビ」を補完する形で、DV被害者に対し、24時間対応の電話相談、オンライン・チャット（SNS）や電子メールを活用した相談、外国語による相談等の実施に加え、被害者の安全を確保し社会資源につなげるための同行支援や緊急保護等の支援を総合的に提供するために、2020年4月20日から緊急的に開始された。

セクシュアル・ハラスメントとは、「他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的言動」（人事院規則10-10）を言います。厚生労働省所管の独立行政法人による2016年の調査では、25～44歳の女性の約3割が職場においてセクハラ被害を経験しています。被害内容としては、「容姿や年齢、身体的特徴について話題にされた」（53.9%）、「不必要に身体を触られた」（40.1%）、「性的な話や、質問をされた」（38.2%）の順となっています。セクハラ被害を受けた人がとった対応では、「がまんした、特に何もしなかった」（63.4%）が最も多く、被害が発生していても、だれにも相談できず、問題が表面化しにくいということも、この問題をより深刻化させています。

2 女性差別をなくすためのアプローチ

（1）法の整備

女性をめぐる課題は、長引くコロナ禍で、様々な形で顕在化し、女性への新たな支援の強化が喫緊の課題となっています。

こうした中、2022年5月19日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が

成立し、2024年4月1日から施行されます。

法律では、「女性が日常生活または社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多い」と指摘し、こうした女性の人権を取り巻く状況をふまえて、それぞれが抱える問題や心身の状況等に応じた支援を包括的に提供する体制を整備し、福祉の増進を図ることを規定しています。また、この法律に基づく女性への支援について、関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるとの条文もあり、ここでも人権教育の推進が求められています。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律〔令和四年五月二十五日号外法律第五十二号〕

(抜粋)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己のかけがえのない個人であることについての意識の涵(かん)養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けられるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

附則

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。

(2) 包括的性教育の推進

近年、からだや生殖の仕組みだけでなく、人権尊重を基盤に、人間関係やジェンダー平等、性の多様性など幅広く性を学ぶ「包括的性教育」に注目が集まっています。ユネスコなどが作成した「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」(以下、ガイダンス)では、年齢ごとに「包括的性教育」で学ぶべき目標が示されており、性教育の国際的な指針となっています。

ガイダンスでは、学習者を年齢別に4つのグループに分け、発達段階に合わせた体系的なカリキュラムで、

- ①人間関係
- ②価値観、人権、文化、セクシュアリティ
- ③ジェンダーの理解
- ④暴力と安全確保
- ⑤健康と幸福のためのスキル
- ⑥人間のからだと発達
- ⑦セクシュアリティと性的行動
- ⑧性と生殖に関する健康

について繰り返し、継続的に学ぶことを推奨しています。

これらを見てみると、「包括的性教育」はまさに人権教育そのものと言えます。性に関することを一人ひとりの生き方や個人の権利を保障するものとして、また、多様な他者とよりよい社会を創っていかこうとする主体者を育てるうえで不可欠なものとして、学習活動に取り組んでいくことが重要であると考えます。

Ⅲ 実践事例から

事例① 「だれもが働きやすい社会とは？

～男女雇用機会均等法を中心に男女格差について考える～」

四日市市立富洲原中学校の実践

学びの視点

子どもたちは、成長する過程で無意識のうちに固定的な性別役割分担意識を持たされてしまうことが多く、男性優位の慣行等に疑問を感じることなく、女性が抱えさせられている様々な問題に気づかなかつたり、問題性を認識しても容認してしまったりすることがあります。そのため、「男女雇用機会均等法」が制定された背景や、女性の人権を侵害するような表現等について、子どもたちが生活の様々な場面をふり返りながら、学習することが大切です。

1 実施学年 第2学年

2 学習設定の理由

男女共同参画社会の実現に向けて、性別による差別をなくし、だれもが働きやすい環境づくりに取り組む企業が増えてきているものの、実際には依然就職や雇用に関して「男女格差」は残っているのが現状である。しかしながら、子どもたちの中には「就職して働くのはまだ先のこと」という意識があり、社会に存在する「男女格差」に無関心な様子が見られる。

そこで、だれもが働きやすい社会の実現をめざして「男女雇用機会均等法」が制定された背景や経緯、その後の改正内容等を学習することで、『おかしい』と感じたら、声を上げ、行動していくことで社会は変えられることや、社会のあり様と法の整備が自分たちの生活に深く関係していることを実感し、理解させたいと考えた。

自分たちのまわりに性別にとらわれた職業観や役割分担意識があることへの気づきや、無自覚に過ごしてきた自分をふり返ることを通して、性別にとらわれることなく、誰もが尊重され、自分の個性や能力を発揮できる社会の実現に向けて何ができるのかを子どもたちに考えさせたい。

3 取組

第1時では、1940年代から現代までの求人広告の比較を通して、雇用において女性が差別されていた現実と、その解消のために取り組まれてきたことについて学習した。また、1985年に「男女雇用機会均等法」が制定され、それ以降の女性の人権保障の過程を学習する中で、子どもたちは「だれもが働きやすい社会の実現」をめざして行動した人々の思いに触れ、状況を変えるために行動することの大切さに気づくことができた。さらに、ニュース記事を用いて、今も存在する「男女格差」や性差別の解消に向けて多くの人々が取組を継続していることや法の改正が行われていることも学習した。

【子どものふり返し】

- ・今でも男女格差があるように感じるのに、昔は今以上にあったのだと知った。まだ、男女格差はあるので、国全体というのは難しいけど、身のまわりからなくしていけると思うので、がんばりたい。
- ・求人情報のチラシを昔と今で見比べて、「なんて昔の求人情報は条件に偏りがあって差別的なんだろう」と思いました。容姿を条件にしたり、男女で給料に差があったりと、絶対に今の世の中だと差別と訴えられるようなことが多くあって驚きました。ジェンダーギャップ指数の日本のランキングを見て、ものすごく驚きました。「世界と比べてこんなに日本は遅れていたんだ!」と思いました。また、日本では昔から「男は外で稼いで、女は家を守る」のような考え方が残っているから、自然と政治家に男性が多くなってしまっているのかなと考えました。

第2時では、人権学習指導資料「みらいをひらく」を用いて、子どもたち一人ひとりが、女性差別を支える社会の意識を「仕事をするのは男性、家事や育児をするのは女性」といった固定的な性別役割分担意識にとらわれていないか、自分の家庭や身のまわりに同じようなことがないかを考え、より自分事としてとらえられるようにした。話し合う中で、固定的な性別役割分担意識の問題点に気づき、それは自分を含む社会全体の問題であることも気づくことができた。そして、だれもが働きやすい社会の実現に必要なことについて考えた。その際には、将来の自分をイメージし、自分にできることは何かを明確にすることを大切にした。

【子どものふり返し】

- ・アイスランドの女性たちは、立ち上がって行動を起こして男女差別がなくなっていったので、差別をなくすためには些細なことでもいいので、行動することが必要だと思いました。日本では「子育てや家事は母親がするもの」というイメージがついてしまっているけど、その決めつけも男女差別なので、男性も積極的に育児や家事を行うべきだと思いました。そのためにも男性も子育てしやすい政策を作っていく必要があると思うので、女性が積極的に政治に参加していくべきだと思いました。差別されている側だけが行動を起こしても差別は変わらないと思うので、男性も行動を起こしていく必要があると思いました。

4 成果

今とは違い、以前は性差による差別が「当たり前」に存在したことを知り、子どもたちは驚いていた。就職の条件を「給料が高い」「休みが多い」等の待遇面だけに注目する子どももいたが、多くの子どもが「好きなことを仕事にできる」「やりがいがある」など、より意欲的に働くためにどんな条件が必要かについて考えていたことが印象的であった。

子どもたちは、「男女雇用機会均等法」が制定された背景や経緯を学習する中で、多くの人が法律の制定に尽力したことを知り、「おかしい」と感じたことを見逃さず、社会を変えていくために行動していくことが大切であると実感することができた。そして、社会にある様々な差別を解消していくことが自分たちの将来をよりよいものにするにつながることに気づくことができた。また、現在も毎年のように法改正が行われていることを知り、様々な取組が、過去の問題に対するものや女性のためだけのものではなく、今を生きる自分たちにつながっていることに気づくことができた。

さらに、学習の中でニュース等の情報を話題にすることで、普段、学校生活の中ではジェンダーギャップを感じることの少ない子どもたちが、日本という国がジェンダーギャップ指数において世界的に下位であることを知り、改めて社会に男女格差があることを感じることができた。そして、外国の男女格差の解消に向けた取組を知ることで、ジェンダー平等を実現することが持続可能な社会をつくるための国際的な社会問題であり、一人ひとりが考えていくべき課題として考えていくことの大切さも確認できた。

事例② 社会科で考える女性の人権

四日市市立楠中学校の実践

学びの視点

男女共同参画社会を実現するためには、子どもたちに固定的な性別役割分担意識にとらわれず、誰もが対等な立場で互いに尊重する態度を育むことが大切です。また、子どもたちが、ライフ・ワーク・バランスが個人の人生の充実だけではなく、社会全体の発展のためにも不可欠であることを理解し、実践しようとする意欲や態度を身につけることも必要です。こうした意図や目的を指導者が明確に持ち、人権学習だけでなく、様々な教科指導の中で学習活動を展開することが重要です。

1 実施学年 第3学年

2 学習設定の理由

「男は仕事、女は家事」といった固定的な性別役割分担意識について学習し、男女の平等について理解を深め、誰もが多様な働き方や生き方を選択し、生活と仕事の調和のとれた生活を実現できる社会をつくることの大切さを学ばせたいと考えた。

3 取組

第1時では、社会科の教科書を用いて、日本社会の雇用が男女の本質的な平等が実現されていない状況にあることを「男女の賃金格差の国際比較」、「男女別の雇用形態割合」、「管理職に占める女性の割合」等の資料から読み取った。「年齢別女性の労働力」の資料からは、1989年頃と比べ、結婚や出産・育児を理由に離職する女性が減っていることがわかった。一方、男女別の「育児休業習得率」の資料や「女性の出産後の継続就業率」の資料から男性の育児休業率は10%にも達していないことや出産を機に退職する女性が34%に上ること、10%の女性が育児休業無しで継続就業していること等を知ることができた。

第2時では、NHK Eテレで放送されているテレビ番組「アクティブ10」で「公民法律はなぜ必要？」を視聴した。1950年代半ばの日本では、「女性は、結婚したら退職するのが当たり前」という考えのもと、「結婚退職制度」を採用している会社があったことに多くの子どもたちは驚いていた。また、1979年に国連で採択された女子差別撤廃条約の批准に向け、日本政府を代表して国連の会議に参加した赤松良子さんの活動

について学習した。当時の日本社会では、女性が平等な扱いを求めても、会社側の男性の意識との間に大きなギャップがあったことを知り、子どもたちは、意識の差も含むジェンダーギャップの存在を「これは大変だ」「何とかしなければ」と深刻に受け止めていた。

第3時では、固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、どのように行動する必要があるのかについて考えた。「『男性は外で働き、女性は家庭を守る』という固定的な役割分担意識の強さはどこからきているのだろうか?」「これからどのように行動していけばいい?」という問いに答えるため、歴史学習のふり返りと自分のとるべき行動について意見交流をした。

【子どものふり返り】

- ・江戸時代に朱子学が広まる中で、「三従の教え」のように男尊女卑的な考えが定着していったことも影響している。男性側に都合のよい社会を作ってきたんだなと感じた。
- ・おかしいことを見つけたときに「おかしい」と言えない雰囲気があると差別は残っていくので、偏見や決めつけに対しても、「それはおかしい」と声をあげていくことが大切だ。

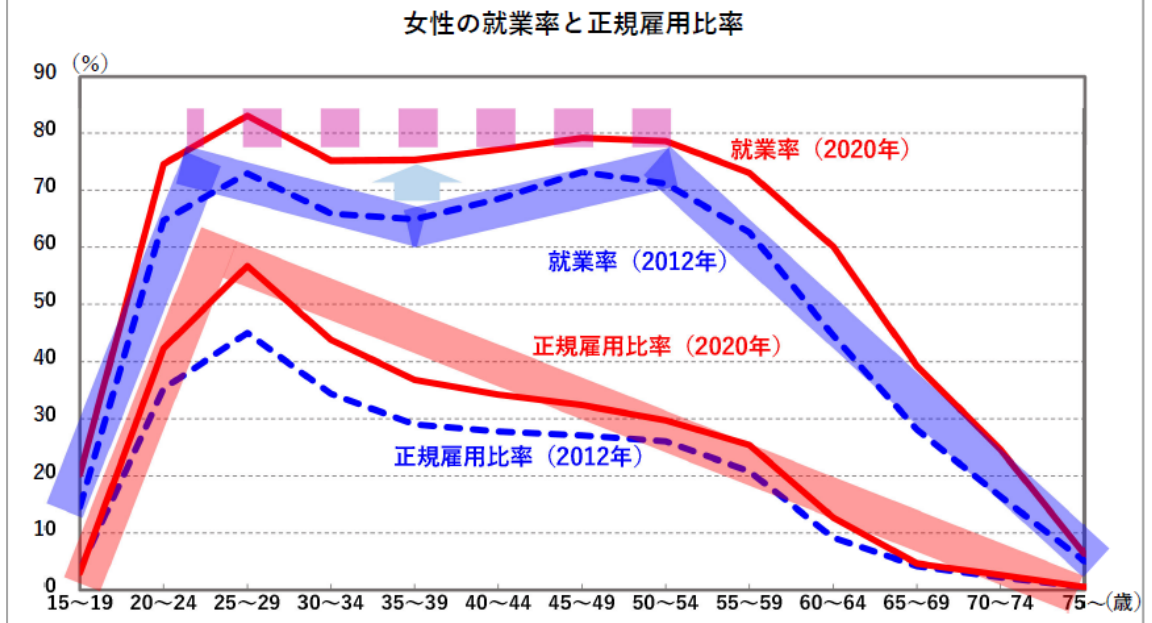
4 成果

子どもたちは、学習活動を通して、男女平等の妨げになっている意識や社会構造の歴史的な背景や現状の課題について理解を深めることができた。また、女性の人権に係わる問題は、男性側の課題であることに気づくことができた。そして、自分たちができる社会を変えるための一つの行動として、地域の人に学んだことを伝え、問題の解決について、ともに考えるという社会的活動につなぐことができた。

5 活用した資料

- ・ アクティブ10「公民 法律はなぜ必要？」(NHK for School)
- ・ 古文書ネット(くずし字で楽しむ江戸時代の暮らしと文化「女大学」)
- ・ 「不浄の者」の看板撤廃/山笠、女性差別の批判受け(四国新聞社 2003年6月7日)
- ・ 女性の就業率と正規雇用比率(内閣府「選択する未来2.0」報告 参考資料 P.94)

女性の正規雇用率は、「L字カーブ」のように、20代後半のピークの後、低下を続ける。



※総務省「労働力調査(詳細集計)」により作成された「女性の就業率と正規雇用比率」のグラフから、女性の就業率や正規雇用比率は2012年に比べて全体的に上がっている一方で、出産・育児を機に退職すると正規で再雇用されていないことが伺えます。

事例③ 家庭科の歴史～固定観念の気づき～

四日市市立楠小学校の実践

学びの視点

家庭科教育の成り立ちや当時の社会通念を学ぶことで、教育制度でさえ女性差別を助長する役割を果たしてきたことや、社会の「常識」に疑問を持たずに適応していることが差別意識を支えていることにつながってしまうことに気づくことができます。

また、子どもたちが学習の意図や目的を理解することが、学びに向かう意欲を高め、学んだことを活かそうとする態度を育みます。

1 実施学年 第5学年

2 学習設定の理由

子どもたちは、それぞれの家庭において家族が分担して家事を行っているにもかかわらず、「家事を行うのは母親」というイメージを持っている。そのことを子どもたちが自覚できるよう、家庭科という科目が設定された意図や背景に、女性に対する偏見や差別、固定的な性別役割分担意識などがあったことを知るとともに、今もなお自分たちの身のまわりに、女性差別につながる固定観念や性別役割分担意識があることに気づかせたいと考えた。

3 取組

第1時では、人権教育読本「せいかつ」の中の教材「家庭科の歴史」や本校の古い資料を活用し、学校教育や家庭科の学習の始まりについて考えた。子どもたちは、学校が、元は近くの寺で勉強していたことが始まりだったことや、当時の学校の在籍児童数を知り、驚いていた。さらに学習を進める中で、当時は主に男子の限られた子どもにしか学校が開かれていなかったことに気づくことができた。

第2時では、「家庭科の歴史」をさらに読み深めた。子どもたちは、当時の社会には「女子に教育は必要ない」という考えがあったことを知り、憤りを感じていた。

その後、「なぜ現代でも男子が家庭科を学ぶのか」について考えた。すると、子どもたちから、「お母さんが病気になったときのため」「お母さんが用事でいないときのため」等の意見が続いた。そんな中、一人の子どもが「自分のできることを増やしたいからじゃないかな」と発言し、続けて「みんな、自分のできることが増えるの、うれしく

ない？ぼくはうれしい。いろんなことができるようになりたい」と言った。その発言を聞いて、まわりの子どもたちは、『お母さん』とか『結婚した人』とか、自分以外の話ばかりしとった」「自分のことを忘れとった」「家事をするのは女の人って決めつけていた」など、無意識のうちに女の人が家事をするを前提とした意見になっていたことに気づくことができた。

【子どものふり返し】

- ・はじめは、お母さんがいなくなったときのために（家庭科を）勉強するんだと思っていた。でも「自分のため」と言われて、ああそうかと思った。気づかないうちに、家事は女の仕事だと自分も思っていたんだなと思った。
- ・私は、将来（家事を）自分がするんだろうなと思っていたから、男の子も自分のためにするという意見を聞いて、私も自分のために勉強しようと思った。そうすれば、いつか役に立つということではなくて、すぐに役に立つことだから、がんばって勉強しようと思った。
- ・学校の始まりの勉強のときに、「女の人勉強しなくていいなんておかしい」とみんな言っていたのに、家庭科の勉強のときは女の人がするためのものだとみんなも思っていて、自分もそう思ってしまった。決めつけはおかしいとわかっているはずなのに、気づかないうちにみんなも自分も思っていた。気づけるようになりたいと思った。

4 成果

本校の開校当時の在籍児童は、男子が圧倒的に多かったことに子どもたちは驚いていた。そのことから、子どもたちは、当時の社会に今では考えられないほど女性が差別されていたことに気づくことができた。一方で、なぜ家庭科を学習するのかを考えたときには、「お母さんが病気になったときのため」「結婚した妻が妊娠して大変なときのため」など、「家事は女の人がするもの」という考えに基づいた発言が続いた。その中で、一人の子どもの「自分はできることを増やしたい。みんなはできることが増えていくことを楽しいと思わないのか」といった趣旨の発言によって、自分たちも昔の人のように固定的な性別役割分担意識にしばられている部分があることに気づくことができた。

5 活用した資料

- ・ 町史 市史 学校 100 年のあゆみ
- ・ 人権教育読本「せいかつ」（5年生）所収「家庭科の歴史」



※人権教育読本「せいかつ」は、1988年に小学校各学年及び中学校用に作成された人権教育のための読み物教材です。

家庭科の歴史

みなさんの通っている小学校というものは、ずっとむかしからあったものではありません。今からおよそ百年前ほどまえ、明治という時代になって、はじめてできたのです。子どもたちは、そこで読み書きをはじめ、いろいろなことを学んでいきました。

しかし、小学校ができてすぐには、子どもがなかなか集まりませんでした。とくに、女子の数は男子の数よりも、いちだんと少なかったのです。

なぜ小学校に通う子どもが少なかったのでしょうか。なかでも、女子の数が少なかったのは、どうしてだったのでしょうか。

その理由の一つは、当時の子どもたちは、小学校に入るころになると、自分の家の手伝いをしたり、よその家でほうこうをするなどして、はたらかなければならなかったからです。子どもたちは、まきひろいや畑仕事、子守りなどの手伝いをするので、一日を終えています。いそがしくて、学校にいっくまがなかったのです。

しかし、男の子の場合は、お父さんのように一家のかせぎ手として一人まえになることを期待されています。そのため、学校で勉強することの必要せいがないだんだんとみとめられるようになったのです。知識をしっかりと身につけて、世の中でえらくなることをゆめみる男の子も増えていきました。

それに対して、女の子の手本はお母さんでした。お母さんを見習って子守りやはたおり、ぬいものなどを手伝うことが多かったのです。むかしは、せんたく機やミシン

ン、すいはん器のような便利な機械がなく、何もかも手しごとでとても大変でした。手伝いをするなかで、お母さんのように家事・育児すべてをきりもりできるようになっていくことが、期待されました。

男の子よりも、女の子のほうが「学校へ行くより手伝いをするほうがいい。」「女が学問しても生意気になるだけだから、学校なんて必要ない。」といわれることが多かったのです。

こうした理由で、学校に来る女の子はあまり多くありませんでした。文字を読み書きできない女の子がいつまでたってもへりません。よい子どもを育てる賢い母がふえないと、日本はアメリカやヨーロッパの国々に肩をならべることができないという考えかたもありました。それで、明治政府はなんとか学校に来させようとして、女子用に新しい科目をつくりました。家事・育児の仕方を、学校でも学べるようにしたのです。それが、今の家庭科につながっていきます。このような方向がはつきりとうちだされたのは、明治二十三年のことでした。

着物のぬいかたや料理のつくりにかたなど、実用的な知識やぎじゆつを学校で教えてもらえるのは、よいお嫁さんになるためにとても役立つと考えられていました。その後、小学校に行く女の子はふえていきました。

家庭科は、最初は女子だけが学ぶものでした。かつて、女の人だけが家の中のことをやり、男の人は家の外で仕事さえしていればよいと考えられていた時代のことです。

では、今はどうでしょうか。

事例④ 自分のからだは自分だけのもの (セクシュアル・ハラスメント防止)

四日市市立常磐西小学校の実践

学びの視点

セクシュアル・ハラスメントやDV、デートDV、ストーカー行為などを防止し、子どもたちを被害者にも加害者にもさせないためには、低学年のうちから、発達段階に応じた教材を活用し、あらゆる暴力を許さない姿勢や暴力に依存せずに対等な人間関係を構築するスキルを身につけるための学習活動に繰り返し取り組むことが重要です。

1 実施学年 第1学年

2 学習設定の理由

近年、中学生によるわいせつ画像の共有や売買、拡散、大学生のサークル内等における盗撮やレイプ、教員や保育士による盗撮やわいせつ行為など、女性が被害に遭う性暴力に関するニュースを見ることが多い。

これらの事案に共通することの1つに、プライベートゾーンの侵害がある。相手の同意なくプライベートゾーンを見たり触ったりすることはまさに性暴力である。しかし、子どもの場合、認識不足から性暴力に遭ったととらえられないことがある。また、被害をだれにも言えずに事件が明るみに出ないということも性暴力を温存させてしまうことにもつながっている。

それに加え、最近ではSNSを使い、性暴力を目的に巧みに子どもの心をつかんで接近するグルーミング*によって、自分に親切にしてくれる人だからNOと言えなかったり、性暴力だと気づけなかったりするということが問題となっている。

こうした性被害を防止するため、自他のプライベートゾーンを大切にすることを養うとともに、望まないことに対してはっきり「いやだ」と主張できる力を身につけられるよう、学習を設定した。

*グルーミング： 子どもへの性的虐待を行おうとする者が、被害者となりうる人物に近づき、親しくなって信頼を得る行為。

3 取組

授業ではまず最初からだの各部の名称を紹介した。次に、プライベートゾーンの大切さを理解するために、子どもたち一人ひとりが感じる「からだに触れられてうれしい場合」「いやな場合」について交流した。さらに、いやなときは「いやだ」「やめて」と伝えることが大切であることを確認し、「いやだ」「やめて」と言葉に出す練習を行った。授業の最後に、絵本「おしえて！くもくん」の読み聞かせを行い、自分のからは自分だけのものであることをおさえ、「悪いのは加害者であること」や「困ったときは信頼できるおとなに相談すること」を確認するとともに、子どもたちが性暴力の「被害者」にも「加害者」にも「傍観者」にもならないために自分たちにできることについて話し合った。

4 成果

実践前、「カンチョーしてきた」「トイレのドアを開けてきた」など、プライベートゾーンにかかわるトラブルがあり、してしまった子どもに理由を尋ねると「笑わせたかった」や「いたずらでやった」といった、互いのからだや心を大切に思っていない態度が見られた。しかし、授業を通してプライベートゾーンの大切さについて知り、自分のからは自分だけのものであることを学ぶと、自然とそのようなトラブルはなくなった。また、この学習では、「友だちの『いや』『やめて』を大切にしよう」ということも確かめ合うことができた。その結果、悪ふざけによるトラブルが減少することにもつながった。

この学習については、家庭と共通理解を図りながら進めることが大切であると考え、便り等を通じて「子どもたちを性犯罪の被害者にも加害者にもさせないための取組であること」や「悪いのは加害者であり、被害者は決して悪くないこと」、「無知や無理解が被害者をさらに傷つける言葉をかけてしまう原因となること」、そして、この学習が今後にもつながるものであることを伝えた。保護者からは、「子どもとプライベートゾーンのことは話してはいるが、あまり伝わってはいない様子だったので、学校で教えてもらえて心強い」や「防犯ブザーの使い方等を親子で練習した」という反応もあった。

なお、子どもたちが悪ふざけやいたずらでしてしまう行為は、バラエティ番組等の影響による場合もあるため、子どもたちを性暴力の加害者にも被害者にも傍観者にもさせないためには、メディア・リテラシーの育成が重要であるということも改めて感じた。

5 活用した資料

- ・ 平成 29 年度の内閣府の調査結果（「男女間における暴力に関する調査」）
- ・ 絵本「おしえて！くもくん」



※この絵本は、三重県「子どもたちを性被害から守りたい！プロジェクト事業」で県内の全小学校に配付されました。

「くもくん」と「プライベートゾーン」



絵本「おしえて！くもくん」は小学校での低学年児童に対する読み聞かせを想定して構成されており、

○プライベートゾーンとは

- ・ 水着を着ると隠れる部分のこと
- ・ 自分だけの大切な場所で、簡単に他人に見せたり触らせたりしてはいけない

○他の人のプライベートゾーンを無理やり見たり触ったりしてはいけない

○もし、触られそうになったら、大きな声で「いや」と言う

○いやな目に遭っているお友だちを見つけたら助けてあげる

○困ったときは大人に相談する

などについて、お空の上からいつも子どもたちを見守っている「くもくん」が優しく教えてくれるという内容となっています。

IV 「学校における児童生徒間の性暴力」対応支援ハンドブック



<http://ss140094/common/content/001061376.pdf>

学校における性暴力被害は、事実確認の困難さや性的問題が取り扱いにくいことに加え、周囲の人間関係によっては被害が発覚しづらいなどの理由から、被害が潜在化しやすい傾向があります。

そのため、三重県環境生活部 暮らし・交通安全課では、教職員が性暴力被害に対応する際の参考となるよう、教育委員会や警察等の協力を得て「学校における児童生徒間の性暴力」にかかる対応支援ハンドブックを作成しました。

地方自治体が主体となった同種のハンドブックは、東海地方では初となります。

ハンドブックは22,000冊作成され、県内の小学校・中学校・高等学校（特別支援学校含む）の教職員に一人1冊ずつ配付されています。

内容としては、性暴力は、早期の発見・適切な対応が児童生徒の心のケアや被害からの回復に大きく寄与するため、学校が一体となって万が一の対応に万全を期せるよう「タイムライン」「チーム学校としての対応」「被害児童生徒や保護者等の心理的ケア」について特に厚く説明されています。

V おわりに

「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」が令和4年5月19日に施行されました。条例がその目的で示している「不当な差別その他の人権問題の解消を推進し、もって不当な差別その他の人権問題のない、人権が尊重される 社会の実現」に向けて、各学校現場における人権教育の効果的な実践が求められています。

子どもたち一人ひとりが、女性の人権に係わる問題の解決を自分の課題としてとらえ、状況を変えようとする行動力を身につけられるよう、本事例集を個人や研修等でご活用いただき、学習に取り組む際の一助としていただくことを期待します。